

平成22年9月24日

関係各位

国土交通省航空局技術部運航課課長補佐

ドクターヘリの出動について

ドクターヘリの出動については、航空法施行規則第176条第2号に基づく、消防機関等からの依頼又は通報により捜索又は救助を行っているところですが、「依頼又は通報」に関する考え方を別添のとおり整理したので、了知願います。

なお、各都道府県の消防機関等へは関係省庁から別途送付することとなっていることを申し添えます。

【送付先】

日本航空医療学会 事務局

HEM-NET 事務局

全日本航空事業連合会 ドクターヘリ分科会

地方航空局保安部運用課長